

	全国センター通信	働くもののいのちと健康を守る全国センター 発行責任者：岩橋 祐治 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター・全労連会館6階 Tel (03) 5842 - 5601 Fax (03) 5842 - 5602 毎月1日発行 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む) http://www.inoken.gr.jp
---	-------------------	--

結成20年目を迎えて更なる発展を

働くもののいのちと健康を守る全国センター第21回総会

2018年12月7日、全労連会館2階ホールにおいて、働くもののいのちと健康を守る全国センターの第21回総会が開催されました。第21回総会は、「結成20年の到達点を踏まえて、さらなる発展を」「『健康で安全に働く権利』をすべての人びとに」「次世代を担う若者たちに安全で健康な労働環境を」をスローガンに開催されました。結成20年を迎える記念すべき総会でした。

「共同する力」を発展させてきた

福地保馬理事長はあいさつで、この20年を「長いようであつという間の20年であったが、働くもののいのちと健康を守るために、様々な人が集まり、その"要"として『共同する力』を発展させてきた」と振り返りました。そして、若い人の力を引き出し育てていくこと、ディーセントワークを実現していく力を職場に作っていくこと、政策を提案し実現していく活動を更に強化することを、新しい時代を展望していくにあたって強調しました。

岩橋祐治事務局長が総会議案の提案を行い、「働き方改革」一括法の成立と今後のとりくみ、過労死・過労自死の一扫をめざすとりくみ、アスベスト被害者の救済と飛散防止など働くもののいのちと健康をめぐる情勢の推移、裁判学習交流集会、第2回いの健カレッジ、健康で安全に働くための学習交流集会などのこの1年間の主なとりくみ、20周年記念事業などの2019年度活動方針を提案しました。

「感情労働と健康センター」を提起

田村昭彦副理事長は、「20年目を迎える『いの健』の目標と課題」を提案し、21世紀初頭の「いの健」の目標として、「健康権を全ての働く人々に」を上げ、センター機能の強化として、交流にとどまらない政策作りの活性化、「感情労働と健康センター(仮称)」の設立を提起しました。その他、「人づくり」の本格化、すべての県に地方センターの設立、安全対策の強化、政策提言力の強化、働く人々



の健康を守る諸団体との連携強化も課題としました。

真の「働き方」改革の実現を

討論では、17人の役員・代議員が発言しました。

内訳は、労組・団体から7人、地方センターから10人でした。各組織の報告にとどまらず、提案された総会議案と「20年の目標と課題」をふまえた発言が多かったことが特徴でした。政府・財界の「働き方改革」を許さず、労働者の立場に立った真の「働き方改革」を進めていく決意も多く語られました。感情労働と健康センターの提起も積極的に受け止められ、学校教育の内容改善や若い労働者の教育・研修のあり方についても意見が出されました。「いの健」賞は、北海道の「新卒看護師の労災認定、裁判を支援する会」が受けました。総会議案及び総会アピールは満場の拍手で確認されました。

(全国センター 岩橋祐治)

〈今月号の記事〉

年頭あいさつ／入管法強行は許さない……………	2面
第21回総会発言要旨／いの健賞／新役員紹介……………	3～4面
各地・各団体のとりくみ 社医研／職業がんをなくそう会／大阪／九州……………	5～6面
山下弁護士を偲ぶ会／私の健康法……………	7面
私たち年男・年女です……………	8面

年頭あいさつ 共同の「要」としての力を大きく

働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地保馬



「いの健」全国センターは20年を迎えました。20年間、民主運動の一環として活動し、今後も必要な課題を実現していくために、どのような活動が必要かを真剣に考えるべき時がきています。

第1に大切にすべきことは、共同する力です。いの健センターは、被災者、労働者、医師、弁護士、研究者など働く人の健康をめぐるさまざまな人たちの「要」となってきました。その力を大きくしていくことが重要です。とりわけ、若い人たちの力を職場・社会で強くしていかなければなりません。設立10年目に第1の課題とした「すべての働く人々にディーセントワークの実現を」は、ますます大切なテーマになってきています。ディ

ーセントワークは、願っているだけでは実現しません。実現する力を職場につくっていくこと、実現のための政策を提起し、運動していくことが重要です。

「20年目を迎える『いの健』全国センターの課題と目標」を第21回総会で決定しました。20年の歴史を振り返って確信をもち、未来を展望した活動を進めていきましょう。21回総会はそのスタートとなるものになりました。

2019年2月には、20周年の記念シンポジウム・レセプションを開催します。真に労働者のための「人間らしい働き方」を目指す活動を力強く進めていきましょう。

入管法「改正」案の強行成立に断固抗義する!

全国センター 事務局長 岩橋祐治

12月8日未明、安倍内閣、自民・公明、維新は、外国人労働者の受け入れを拡大する改定出入国管理法の採決を強行し、成立させた。審議すればするほど問題点が噴出し、多くの労働者・国民の不安や懸念が広がり、まともな説明もできない中での強行成立であり、決して認められるものではない。このままでは低賃金・劣悪な労働条件で無権利な外国人労働者が急増し、日本の労働市場がいつそう劣化することは火を見るより明らかである。

外国人労働者の受入れ拡大は、「人手不足」を理由にしている。対象とされている人手不足の14業種はいずれも賃金・労働条件が劣悪な業種であり、その賃金・労働条件の改善を図らずに、安易に外国人労働者に頼れば、いつそう矛盾が拡大し、事態を深刻化させる。また、「人手不足」は、少子・高齢化の進行＝労働力人口の減少を背景としているが、それは財界・大企業と歴代自民党政府の責任である。1995年の日経連の「新時代の『日本的経営』」を源とする財界・大企業の「21世紀戦略」(＝終身雇用・年功賃金の解体、非正規雇用への置き換えと成果・能力主義賃金の採用など)によって、若者が結婚できず、安心して子ども



を産み・育てることができない社会にしてきたことが原因である。雇用の安定、賃金・労働条件の抜本改善と保育・教育・医療・住宅など社会保障が急務となっている。

"Decent Work for All !"

「外国人労働者問題」解決の基本的視点・方向性は、「Decent Work for All !」(＝すべての労働者に働きがいのある人間らしい仕事を!)を保障すること、日本国憲法と戦後労働法の原点に立ち返ることである。日本国憲法22条は「①何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。②何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない」とし、労働基準法は、5条(強制労働の禁止)「使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない」、6条(中間搾取の排除)「何人も、法律に基づいて許される場合の他、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない」と定めている。職業安定法も、職業紹介は国による無料のものを基本とし、民間の有料の職業紹介を原則として禁じてきた。労働者供給・違法派遣も禁止している。これらのことを厳守することが求められている。世界から「現代の奴隷労働・人身売買」と批判されている「技能実習生制度」の廃止、「留学生」制度の抜本的見直しこそ必要である。

第21回総会

第21回総会では、17人の発言がありました。今号と次号にわたり、全ての発言の要旨を紹介します。

経営団体も「労働環境改善」に

岩手センター 角掛洋一

岩手センターは、過労死のない社会をめざしてシンポジウムをやってきました。昨年には、人手不足解消・長時間労働改善について経営者5団体に要請を行いました。以前はこの問題について認識が弱かったのが、経営団体も「労働環境を変えなくてはいけない」という意識になっています。4月にはセンターの代表者会議を開き職場の課題を話し合い、岩橋事務局長からの講演を聞きました。7月には職場のあたらしい安全衛生委員を対象に労働安全衛生の基礎講座を行いました。

11月の岩手センター総会では、「過労死防止について考える集い」を開催し、上西充子法政大学教授から「働き方改革」について講演をいただきました。

学校の安全問題で緊急提言

大阪センター 堀谷昌彦

大阪センターでは組織的な取り組みを心がけています。理事会では毎月ミニ学習会を行い、単産や組合が抱える問題を報告しています。また、安全衛生基礎講座を年に2回行い、しっかり学習することにしています。最近では滋賀医科大学の埴田和史先生に夜勤問題を話していただきました。11月の講座では、分散会でメンタルヘルスの事例検討や熱中症の安全対策、バス運転労働の実態、学校職場の安全衛生活動等に取り組みしました。大阪北部地震でのブロック塀倒壊を契機に学校の安全問題で提言をつくり緊急提言を行いました。

化学物質による健康障害の研究会を開き、職業がん、胆管がん、膀胱がんなどの問題について研究し、労災申請の取り組みについて支援しています。



◇過労死弁護団全国連絡会議

事務局長・玉木一成氏から来賓としてのご挨拶をいただきました。

◇メッセージ

ILO 駐日代表、全建総連、全農協労連、保団連、日本共産党倉林明子参議院議員、同高橋千鶴子衆議院議員

除染労働に外国人技能実習生

宮城センター 芳賀 直

東日本大震災から7年たちました。今なお54000人の避難者、3県で32000人が仮設住宅で暮らしています。復興住宅に住んでからの孤立死も100人を超えていて、さらに震災関連の過労死も21人に上ります。こうした問題について「なんでも相談室」を開き相談に対応しています。また、若手労働者が東京オリンピックの建設現場に行ってしまう、高齢者が残り働いています。

除染作業には外国人技能実習生が従事しているという話もあります。宮城センターでは、こうした人達の相談活動にも取り組んでいます。また救急医療センターの非正規の看護師のパワハラ問題にも取り組みました。労働組合を作って立ち上がり、県労連が支援して裁判で勝利和解となる成果を勝ち取りました。

トヨタ社員の労災認定裁判とトヨタの働き方

愛知センター 中村一三

愛知センターではトヨタの生産技術者の自死事案の支援を行っています。リーマンショック後の人員減、予算低減、残業なし等の圧力のもとうつ病を発症し自死してしまいました。残業ゼロでも厳しい仕事で過労死につながります。トヨタでは昨年12月から、FTL (Free Time & Location for Innovation: 「時間と場所から自由になる革新的な働きかた」) という制度を導入しました。「週2時間会社に出て後はどこでも自由に」という働き方です。年度初めに働き方の計画を提出しますが、時間外労働は年間360時間までしか認められていません。36協定は適用されず、月45時間(年540時間)の固定残業代が付きまします。働く人が自らを追い込む働き方です。トヨタの社長は「自動車産業にとって100年に一度の大変革の時期」と発言し、社員を煽っています。多くの人が精神障害で休職しています。トヨタの働き方を明らかにしながら、健康問題に取り組んでいきたいと思っています。

第21回総会

新卒看護師過労自死事件について

北海道センター 長野順一

新人看護師の杉本彩さんは入職後8ヵ月で自死してしまいました。新人でもすぐ一人前になることを要求され、翌日の準備や与えられた研修課題で毎日のように持ち帰り残業がありました。労災について行政段階では、精神障害の労災認定基準の労働時間を満たしていないとされ精神的負荷は「弱」とされました。しかし、訴訟のさなかに労基署が自庁取消とし認定に至りました。裁判で訴えた長時間のシャドーワーク(持ち帰り仕事)や昼休みも十分に取れていなかった実態が認められました。支える会の活動やマスコミが取り上げたことが支援の輪を広げていきました。これからのいの健の課題として、新人職員の労働についての政策提言があります。有効な政策提言をして悲劇を無くしていくことが大切です。

建設現場の状況と労安活動、建設アスベスト

東京センター 唐澤一喜

オリンピック関連の現場でひどい働き方が広がっています。新国立競技場では23歳の若者が過労自死。別の現場では熱中症で1日4人が運ばれたとの告発の聲が届きました。スポーツドリンクを配布して仲間を励まし、元請けに要請を行いました。晴海の選手村建設現場ではクレーンに挟まれる死亡事故が発生しました。多摩市では大規模火災により5人が死亡し、40数人が負傷しました。その1人が東京土建足立支部の組合員でした。44歳、子どもが3人いました。組合もかわり、元請けの安藤ハザマの支店長が東京土建に来て家族に謝罪しました。

第12回 いの健賞

◇新卒看護師の労災認定、裁判を支援する会



建設アスベスト訴訟は、800人の原告のうち7割が既に亡くなりました。基金制度を早急につくる必要があります。建物の解体はまだまだ続きます。提訴から10年。何としても勝ち抜かなければなりません。

働く者自身が労働法を身に付けよう

愛知センター 鈴木明夫

愛知県の在職者死亡は全国ワースト1を競い合っていますが、労災申請してもなかなか認定されません。県労働局に要請を行いました。腰が重い。今後、県にも要請をします。働くもの自身が労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法を身に着けることが大切です。衛生推進者養成講座には40人が参加しました。愛知センターは、プラットフォーム転落防止の柵を作る運動、アスベスト問題、ユニオンと連帯する市民の会とも、一緒に活動しています。学校の啓発授業は全国でもぜひ取り組んでほしい活動です。労災認定の支援も12件ほど行っています。国を挙げて過労死のない社会を作っていかなければなりません。

第21回総会で選出された役員（敬意略）

◇理事長

福地 保馬（個人会員）

◇理事長代行（副理事長）

田村 昭彦（九州セミナー）

◇副理事長

橋口 紀塩（全労連）（新）

今村幸次郎（自由法曹団）

長谷川吉則（個人会員）

西澤 淳（全日本民医連）

田中 貴文（じん肺弁連）

◇事務局長

岩橋 祐治（全労連）

◇事務局次長

岡村やよい（全日本民医連）

井之上 亮（全労連）（新）

◇理事

阿部 眞雄（個人会員）

大山 宏（全商連）

及川 しほ（M I C）

門田 裕志（東京センター）

金田 聖子（福保労）

鎌田 一（全労働）（新）

川口 英晴（J M I T U）

川上 仁志（石川センター）（新）

梶谷 陽子（全教）

佐々木昭三（個人会員）

佐藤 誠一（北海道センター）

新谷 一男（京都センター）

鈴木まさよ（大阪センター）

鈴木 信平（神奈川センター）（新）

瀧川 聡（医労連）

寺西 笑子（過労死を考える家族の会）

芳賀 直（宮城センター）

橋本恵美子（国公労連）

福富 保名（建交労）

藤田 弘起（岡山センター）

松浦 健伸（全日本民医連）

水谷 文（自治労連）

山崎 雅徳（化学一般労連）（新）

吉川 正春（愛知センター）

吉田 真（全日本民医連）（新）

脇山 恵（民放労連）

渡辺 利賀（生協労連）

（選出予定）（四国）

◇監事

富家 靖子（年金者組合）

笹本 健治（金融労連）

各地・各団体のとりくみ

社医研

学校のローアン

第2回全国実践交流会

教員の働き過ぎの是正にむけた取り組みが進められている中、社会医学研究センターと教職員の労働安全衛生研究会の主催で、第2回全国実践交流会を11月24～25日、東京都文京区で開催しました。

1日目は、元教員で産業カウンセラーとして全国をまわっている杉本正男氏が「働き方改革と労安活動の役割」について基調講演をしました。杉本氏は豊富な資料をもとに現状と改革を訴えました。その中で、自民党の文教部会が提案している「変形労働制」は、「時間外手当の不支給、さらに時間外勤務の実態を隠蔽する姑息なやり方」だと批判しました。

続いて、産業医の阿部真雄医師が「産業医から見た教員の健康問題」について詳しく講演しました。実践例では名古屋の小学校教員の丸山瞬先生が「学校の5Sで、学校のスリム化」を発表しました。そして、川口市の学校教職員のメンタルヘルスカウンセラーの土井一博先生が年間450回での巡回訪問からの課題を講演しました。

さらに実践報告として岐阜・奈良・埼玉の各地からの先進的な活動が報告されました。



2日目は、西舞鶴高校の森下正康先生（写真）の「衛生委員会活動」の報告から始まりました。西舞鶴高校は教職員70人の高校ですが、2017年から毎月安全衛生委員会を開催、ニュースを発行しています。月1回の一斉退校日には、17時半に電気を消し帰宅を促しています。2日目は都教組葛飾の岩切善浩先生が東京全体の活動を報告し、分散会討議。その後さらに全体会で討論を深めました。全体会では、措置要求に取り組んでいる茨城と東京都羽村市の報告もあり、成果が広がっていることを確認しました。1年間の到達がよく分る交流会となりました。（社会医学研究センター 村上剛志）

職業
がん

企業体質に迫る運動を

第8回職業がんをなくそう集会

第8回職業がんをなくそう集会 in 福井が12月9日、福井県教育センターで開催されました。三星化学工業での膀胱がん発症者は、最近新たに1人増えて福井工場10人、福島・相馬工場、埼玉工場各1人の合計12人となりました。2014年に福井工場での労災申請から社会問題化し、厚生労働省の専門検討会では、オルトトルイジンによる膀胱がんを労災保険の対象疾病と明記する方針を決めました。しかし、会社は誠実な謝罪をせず、2017年2月に4人が原告となり損害賠償の裁判が提訴されました。

集会では、池田直樹弁護士が「三星化学裁判の中間到達点」と題して講演を行いました。裁判は真相究明と責任追及、再発防止を目的に行っていること、業務とばく露の実態についてはかなり明確になってきていることが報告されました。今後、被害の実態を訴え、「（危険を）知っていたが対策を取らなかった」企業の体質に迫る裁判を展開することが必要と提起されました。

化学一般三星化学工業支部の大久保英夫書記次長



が労働実態を報告。福井工場において短期間に10人もの大量発症の原因を明確にすべきと強調しました。

翌日には、東京から集会に参加した支援者を含め、福井駅で支援を訴える早朝宣伝を実施。午後は福井地裁での第3回弁論の傍聴も行いました。会社側は裁判所が求めた英文のSDS（安全データシート）の翻訳さえ提出しないという不誠実な態度に終始しました。世論づくりを含め取り組みを強める決意を固める2日間となりました。

（全国センター 岡村やよい）

各地・各団体のとりくみ

大阪 自治体を巻き込んだ住民の運動を アスベストから市民を守るシンポジウム

大阪では大阪府北部地震や台風21号によって、寝屋川市・枚方市のアスベスト建材使用の公共施設が使用不能となりました。また、府下全域でアスベスト含有の屋根材やスレートが破損して吹き飛びました。大阪ではいまだにあちこちにブルーシートが残っています。

12月1日、寝屋川市で、「アスベストから市民を守るシンポジウム」を開催しました(写真)。シンポでは、立命館大学の森裕之教授が「震災調査から見えてきたアスベスト問題」と題して講演。阪神淡路、東日本の震災後のアスベスト被害調査を踏まえて、「平時の適切な除去」や「アスベスト危険マップ」などの準備が何より重要なこと、国の対応を待っていても対策は進まない、自治体を巻き込んだ住民運動を広く起こして、注意喚起と政府によるまともな措置を求めていくことが重要と強調しました。堺市のアスベスト担当者も出席して堺市の取り組みを報告しました。

また、画期的な判決を勝ちとった建設アスベスト



訴訟の原告と弁護団が報告。裁判では、自治体の建物の設計図面をすべて取り寄せてアスベスト建材の有無を明らかにしたとのこと。ちょうど会場の天井がアスベスト含有の吸音板で、「これもそうです」と報告され会場がどっと沸きました。

大阪アスベスト対策センターからは①建設訴訟の勝利、②特別ゆるい日本のアスベスト規制を変えさせる活動、③自治体によく知ってもらう活動、④市民自身がアスベストを知って被害を食い止める活動を提起しました。寝屋川市議会副議長も、震災以降認識をあらたに取り組んでいることを発言しました。

災害とアスベストを結び付けて取り組むこと、自治体との協力、アスベストの危険を知る人が活動に立ち上がろうという提起に関心と賛同が高まりました。(大阪アスベスト対策センター 伊藤泰司)

九州 学び、調査し、行動するセミナー運動 九州セミナー in ふくおか

第29回人間らしく働くための九州セミナー in ふくおかを11月10～11日に福岡市ももちパレスで開催しました。九州・沖縄を始め、全国、海外から実人数で700人を超える人が参加しました。今年は、「アベ『働き方改革』を打ち破り、健康を創る働き方をめざそう」をコンセプトとしました。

開講講演として、健康の社会的決定要因について久留米大学医学部石竹達也教授より講演いただきました。職業・階層や正規・非正規の差、失業等が、メンタルヘルスや身体症状などの健康や死亡リスクに影響するため、健康増進には、個人的要因だけでなく社会的要因への行政介入が不可欠であること等が述べられました。記念講演は、「週刊東洋経済」の風間直樹氏に「働き方改革の表と裏～安倍一強の落とし穴～」をテーマにお話いただきました。経済界が求める裁量労働制拡大についての危険性や、個人請負、雇用関係によらない働き方といった、労働法規が一切適用されない働き方への危険性について強調されました。

講演後は「働く人々の健康を決定する社会的要因

と対策」というテーマで5人のパネリストによるパネルディスカッションを行いました。外国人労働者、雇



用関係によらない働き方、家族経営自営業者、過労死に関する問題、健康の社会的決定要因について労働組合、弁護士、医療者からそれぞれ報告が行われ、活発な意見交換を行いました。

2日目は、3つの特別企画と、5つの分科会を開催しました。特別企画Cでは「外国人労働者(実習生)の働き方と健康」をテーマとして複数の報告と議論がされました。この特別企画では、将来医師や福祉士、教師、労働基準監督官をめざす学生たちが大学や学部の壁を越え調査プロジェクトチームを立ち上げ、調査結果の発表を行いました。外国人労働者が安価な労働力として使われている現状や、貧困の問題、そして医療や教育など、日本に住む「生活者」として必要な支援についても触れ、大いに学習しました。(九州セミナー 瀬口和也)

じん肺被害の救済と根絶のたたかいに尽力した 山下登司夫弁護士を偲ぶ会

12月8日、東京・四ツ谷の主婦会館にて山下登司夫弁護士を偲ぶ会が、ご遺族、各地のじん肺訴訟の原告・弁護士、建設アスベスト訴訟の原告・弁護士、じん肺弁連関係者、支援団体関係者108人が参加して開かれました。

最初に佐藤陵一トンネルじん肺根絶闘争本部長が、全日自労のダンプ労働者の闘いの場で山下弁護士に出会い、その闘いでダンプ労働者の労働者性を勝ち取ったこと、トンネルじん肺訴訟の闘いでは法廷での山下弁護士の追及に正義の闘いを確信したこと、裁判を経ないで補償を受けられる基金制度を創る上で山下弁護士が先頭に立たれたことを述べました。

次いで黒川三郎トンネルじん肺原告団代表があいさつされ、山下弁護士と1996年以来「あやまれ、つぐなえ、なくせじん肺」をスローガンとしてトンネルじん肺訴訟を闘ってきたこと、この運動の中で労働時間を規制する法律作成など、一步一步トンネル労働者の状況を改善することができたこと、山下弁護士が局面局面で具体的な方向を示し、山下弁護士の闘う姿やあきらめない姿を見てきたこと、そしてじん肺訴訟に勝利するために一丸となって頑張る決意を述べました。

44年間、パートナーとして活動してきた小野寺



献杯のあいさつをする福地理事長

利孝弁護士は、残された闘いの中で問題に直面するたびに山下弁護士ならどう受け止めたか、どう考えたかに思い巡らせてきたこと、山下氏の仕事を残したいという思いで訴訟についての論文、闘いで人柄に触れた人たちからのエッセーを集めて、追悼論集「なくせ!じん肺・アスベスト被害」を刊行したことを述べました。

全国センターの福地保馬理事長が献杯のあいさつを行いました。

最後に田中貴文弁護士が山下弁護士の思いを参加者全員で引き継ぐ決意を述べ、閉会となりました。

(全国センター 長谷川吉則)

シリーズ 私の健康法 (11)

新聞労連 南 彰

「南は反発した。『こんな将来に禍根を残すような政府対応がまかり通る限りは、酒は飲みません』。一つ意思表示として断酒に踏み切った」(『権力の背信——森友・加計学園問題スクープの現場』の第4章冒頭)

政治記者時代に出した共著の記述です。しかし、飲みニケーション盛んな労働組合の新米委員長となるとそうもいかず、週6回のペースで酒席が続いています。

そうした生活のなかで心と体の健康を保っているのが、トイプードルのブラウニーとホイップです。夜、自宅に戻ると2匹で競うように駆け寄ってきて、口元をなめて酒量をチェック。一緒に布団に潜り込み、朝はリビングでボール遊びをしてたわむれています。

ちなみに、ブラウニーもホイップも、外に散歩に連れ出すと這いつくばって一歩も歩こうとせず、「だっこして」と懇願するまなざしを送ってきます。犬



のプールに連れて行った時も、浮輪に身を委ねて、ぶかぶか浮いているだけでした。

外で無理して運動をしない方がいいと言われていたようで、私も朝の運動は室内のみ。玄関でのランニング(足踏み?)と腹筋、背筋、腕立てで20分間。またフルマラソンが走れるような体力は維持していきたいと思います。

2万人の組合員と会って話したい

新聞労連 杉村めぐる



はじめまして。杉村めぐると申します。新聞労連で書記をやっています。今年3度目の年男となります。私が新聞労連に入局して早1年余りが経ちました。新聞労連の書記局はいつもにぎやかで、毎月何かしら会議や集会があり、その席で単組の組合員の方々とお話しさせていただいています。私の前職は研究職で、1日誰とも話さない日も多かったのでギャップがすごいです。

新聞労連は約2万人の組合員がいますが、私はまだ200人ほどしか会っていません。組合員全員と会うことは不可能ですが、次のいのしし年までには延べ2万人の組合員と会って、話ができればいいなと思っています。新聞労連は産業別労働組合で書記局に毎日組合員が出入りしているわけではありません。なので、こちらから積極的に出向いて話しかけていければと思っています。初めて年男になった12歳の私は、無口な不登校児でした。24年の歳月は人を180度変えるなど自分のことながら驚いています。

映画鑑賞でストレス発散し、安倍政権を倒す

全労連 仲野 智

2019年の目標は、労働者が健康で働き続けるためにも安倍政権を早期に打倒することです。過労死促進の「高プロ」制度をはじめとする「働き方改革」や、外国人労働者の人権を蹂躪し安く働かせる外国人技能実習制度・改悪入管法など、労働者の権利をないがしろにする安倍首相には、いいかげん退陣してもらわないと。2019年は統一地方選や参議院選挙がある年。自公+補完勢力の維新を少数派にするために、多くの人たちと手をつないでいきたい。

ストレスを増やすだけの安倍政権と対決する活動を元気にするためにも、ストレス発散の映画鑑賞にも力を入れないといけません。この数年、年間400本以上を映画館で鑑賞しています。400本とは言わないまでも、何とか300本は見たい。運動の時間も確保しなくてはなりませんが、上手にやりくりして映画の時間も確保したいと思います。



運動も立ち返る年に

医労連 森田しのぶ



還暦は「ふたたび元の干支に戻る」ということで、「生まれ変わり」を意味するそうです。

2019年は、労働運動に関わるようになった原点、ILO看護職員条約(第149号)・勧告(第157号)に立ち返り運動をしていきたいと思います。

ILOは創立100周年を迎えますが、日本は労働時間関係の条約も上記の看護職員条約も批准していません。医療・介護現場は、慢性的な人手不足や過重労働で疲弊しているのに、社会保障は改悪され、国民・労働者に負担を強めています。

現状の環境を我慢しがちですが、我慢しながら働くことは、同時に患者や利用者にも我慢を強いることになります。ディーセントワークを実現するためには、貧困と格差をなくし平和を追求する社会の実現が大切だと思います。

医療・介護労働者の労働環境を少しでも国際水準に近づけられるような職場・社会に向け、諦めず前進していく1年にしたいと思います。



施行から72年、ますます高らかに宣言しよう

日本国憲法

1947年5月3日施行から72年になります。干支で言えば、6回りをして7周目に入ります。

「日本国民は、(中略)政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と前文に高らかに宣言しています。

この理念は、70年以上が過ぎても決して衰えることはなく、むしろますます高らかに全世界に向かって宣言すべき内容ではないでしょうか。

「戦争放棄」をうたった9条や「健康で文化的な最低限度の生活」を保障した25条。大切な憲法を守り生かす1年に。

